

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	変更点
第1条 (総則)	<p>第1条(総則)</p> <p>1. 当社は本約款に基づき利用者に対して、①利用者がBRANTECTを利用することができる権利、及び②利用者が、直接または間接に議決権の過半数を保有する者であって利用者が管轄する者(以下、「子会社」という。)に対して、BRANTECTを利用することができる権利を再許諾する権利を許諾し、利用者は本約款に従いBRANTECTを利用し、また子会社をして利用させるものとする。但し、子会社に対する許諾にあたっては、別途利用者による申込を必要とする。</p> <p>2. 前項①に定める利用者の権利、及び前項②に定める権利に基づいて、利用者がその子会社に対して許諾した子会社のBRANTECTの利用に関する権利については、再許諾不可(但し、前項②に定める権利を除く)、譲渡不可、非独占的なものとし、本サービスにおいて、利用者及びその子会社の利用目的及び利用可能な範囲を定めるものとする。</p> <p>3. 当社および利用者(以下、「当事者」という。)は、本約款により負う義務を誠実に履行し、相互に協力して本サービスを推進するものとする。</p> <p>4. 第1項の定めに基づき利用者が子会社をしてBRANTECTを利用させる場合、利用者は、子会社をして本約款に基づく自らの義務と同等の義務を遵守させ、且つその義務違反について連帯責任を負うものとする。</p> <p>5. 当事者間の本サービスの対価および利用内容その他の事項については、次条で定める。</p>	<p>第1条(総則)</p> <p>1. 当社は本約款に基づき利用者に対して、利用者がBRANTECTを利用することができる権利を許諾し、利用者は本約款に従いBRANTECTを利用するものとする。</p> <p>2. 当社及び利用者(以下、「当事者」という。)は、本約款により負う義務を誠実に履行し、相互に協力してBRANTECTを推進するものとする。</p> <p>3. 当事者間のBRANTECTの対価及び利用内容その他の事項については、次条で定める。</p>	<p>用語を「本サービス」から「BRANTECT」に統一し、サービス名称を明確化しました(以下、同じ)。</p> <p>サービスの構成を「ユーザー数」「追加機能」に応じた内容に再整理しました。これに伴い、「子会社への再許諾」および「連帯責任」に関する記載を削除し、利用者本人による利用に限定する表現に改めました。また、表現を簡素化し、利用の権利関係を明確にしました。</p>
第2条 (サービス内容)	<p>第2条(サービス内容)</p> <p>1. 当事者は別紙において定めるサービスプランから選択した本サービスの内容に従い、利用者はBRANTECTを利用し、当社は本サービスを提供するものとする。</p> <p>2. 利用者が、当社の提供する商標及びドメインに関するサービスを別途受ける場合、当社は、その業務に必要な範囲内で、既存のデータの数値を変更することができるものとする。</p>	<p>第2条(サービス内容)</p> <p>1. 当事者は別紙に記載された、ユーザー数によって適用されるサービスプラン、及び利用者が選択した追加機能によって定められるBRANTECTの内容に従い、利用者はBRANTECTを利用し、当社はBRANTECTを提供するものとする。</p> <p>2. 利用者は、BRANTECTの利用中にユーザー数の増減が生じる場合、事前に当社に通知するものとする。</p> <p>3. 前項の通知に対し、当社がユーザー数の増減を承諾した場合、即日サービスプランの変更を実施するものとする。</p> <p>4. 利用者が、当社の提供する商標及びドメインに関するサービスを別途受ける場合、当社は、その業務に必要な範囲内で、既存のデータの数値を変更することができるものとする。</p>	<p>サービスの構成を「ユーザー数」「追加機能」に応じた内容に再整理しました。また、ユーザー数の増減があった場合の通知義務および変更手続きについて新たに定めています。</p>
第3条 (対価)	<p>第3条(対価)</p> <p>利用者は、当社による本サービスの対価として、選択したサービスプランに従って定められる金額(以下、「対価」という。)を、別途定める時期・方法により、当社に支払うものとする。</p>	<p>第3条(対価)</p> <p>1. 利用者は、当社によるBRANTECTの対価として、前条第1項によって定められるサービスプラン、及び利用者が選択した追加機能に従って定められる金額(以下、「対価」という。)、及び消費税法及び関連法令によって定められる消費税等を合わせ、別途当社が定める時期・方法により、当社に支払うものとする。</p> <p>2. 前条第3項その他の事由によって月中にサービスプランが変更された場合、日割り計算によって当該月の対価を計算するものとする。</p> <p>3. 利用者が本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。</p> <p>4. 利用者は、理由の如何にかかわらず、本契約が本契約期間中に終了した場合には、第1項に定める対価に当該終了時までになされたBRANTECTの履行割合を乗じた金額を、対価として当社に支払う。但し、その終了が利用者の責めに帰すべき事由によるときは、対価の全額を支払う。</p>	<p>消費税の明示や、途中解約時の精算、遅延損害金の発生条件など、料金に関する取り決めをより明確にしました。また、プラン変更が月中にあった場合の対価の計算方法(日割計算)を新たに追加しています。</p>
第4条 (アカウントの保有と管理)	<p>第4条(アカウントの保有と管理)</p> <p>1. 当社は、利用者に所属するユーザーに対し、ユーザーIDおよびパスワード(以下、両者を併せて「アカウント」という。)を発行し、各ユーザーはこれを保有するものとする。また、第1条第1項但書に定める申込を当社が承諾した場合、当社は子会社に所属するユーザーに対してもアカウントを発行できるものとする。</p> <p>2. 利用者は、各ユーザーに対してアカウントを第三者に譲渡または貸与させず、譲渡または貸与により生じた結果について、一切の責任を負うものとする。</p> <p>3. 利用者は、アカウントの不正利用の防止に努め、その管理について一切の責任を負うものとする。</p> <p>4. 当社は、各ユーザーの登録メールアドレスやパスワードが第三者により利用されたことによって生ずる利用者の損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。</p>	<p>第4条(アカウントの保有と管理)</p> <p>1. 当社は、利用者に所属するユーザーに対し、ユーザーID及びパスワード(以下、両者を併せて「アカウント」という。)を発行し、各ユーザーはこれを保有するものとする。</p> <p>2. 利用者は、各ユーザーに対してアカウントを第三者に譲渡又は貸与させず、譲渡又は貸与により生じた結果について、一切の責任を負うものとする。</p> <p>3. 利用者は、アカウントの不正利用の防止に努め、その管理について一切の責任を負うものとする。</p> <p>4. 当社は、各ユーザーの登録メールアドレスやパスワードが第三者により利用されたことによって生ずる利用者の損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。</p>	<p>対象を「利用者」に限定したことに伴い、子会社に関するアカウント発行の規定を削除いたしました。</p>
第5条 (禁止事項)	<p>第5条(禁止事項)</p> <p>1. 利用者は「BRANTECT」を利用するにあたり、下記に該当する行為または該当するおそれのある行為を行ってはならないものとし、かつ、子会社をしてこれらの行為を行わせてはならないものとする。(以下省略)</p>	<p>第5条(禁止事項)</p> <p>1. 利用者はBRANTECTを利用するにあたり、下記に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとする。(以下省略)</p>	<p>対象を「利用者」に限定したことに伴い、子会社に関する文言を削除いたしました。</p>

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	変更点
第7条 (BRANTECTの停止)	—	—	
第8条 (報告)	—	—	
第9条 (免責事項)	新設	第9条(免責事項) 3. 当社は、技術的に相当な安全措置を超える不正アクセスにより、データが消失、改変、若しくは漏洩した場合、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。 (以下項数繰り下げ)	不正アクセスによるデータの消失・漏洩に関する免責条項(第3項)を追加いたしました。
第10条 (企業の社会的責任)	新設	第10条(企業の社会的責任) 4. 前項による解除は、解除者の被解除者に対する損害賠償請求をなんら妨げるものではない。 5. 第3項による解除によって被解除者に損害が発生した場合でも、解除者はなんら責任を負わないものとする。	反社会的勢力の排除に関する事項について、契約の健全性と安全性を確保する観点から、第4項以下を追加いたしました。
第11条 (個人情報の取扱い)	新設	第11条(個人情報の取扱い) 1. 利用者がBRANTECTの利用に際し個人情報を当社に提供する場合、当社は、個人情報を本条各項の定めるところにより取り扱うものとする。なお、本約款において「個人情報」とは、氏名、住所、生年月日、電話番号、電子メールアドレス等、特定の個人を識別できる情報をいう。 2. 利用目的 当社は、取得した個人情報を以下の目的で利用する。 (1)見積、請求その他取引に関するご連絡 (2)業務遂行に関するご連絡 (3)お問い合わせへの対応 (4)アンケートの実施 (5)サービス・製品開発のための調査・分析 (6)サービス、セミナー、展示会のご案内 (7)メール配信、ダイレクトメール、テレマーケティング等のマーケティング活動 3. 第三者提供 当社は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供しないものとする。第2号に基づき当該個人情報の本人(以下、単に「本人」という。)の同意を得て第三者に個人情報を提供する場合は、当該第三者と個人情報の保護に関する契約を締結し、適切な管理を行う。 (1)法令に基づく場合 (2)本人の同意がある場合 (3)司法機関や行政機関から法的義務を伴う要請を受けた場合 4. 共同利用 当社は、以下のとおり個人情報を共同利用することがある。 (1)共同利用する者の範囲: GMOインターネットグループ株式会社およびその関連会社 (2)利用目的: 上記「利用目的」と同様 (3)共同利用する個人情報の項目: 氏名、住所、電子メールアドレス、電話番号、契約情報等 (4)管理責任者: GMOインターネットグループ株式会社 5. 安全管理措置 当社は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じる。 6. 開示・訂正・削除等の請求 本人は、当社が保有する自己の個人情報について、開示、訂正、追加、削除、利用停止等を求めることができる。これらの請求については、当社所定の手続きにより対応する。 7. 前六項に定める他、当社所定の個人情報を当社所定の個人情報保護方針(https://brandsecurity.gmo/privacy/)に従って取り扱うものとする。	当社が定める個人情報保護方針の内容を、約款にも記載いたしました。

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	変更点
第12条 (目的外使用の禁止、秘	<p>第11条(目的外使用の禁止、秘密保持) 2. 当事者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保持し、相手方の事前同意なしに、本サービスその他本約款に基づく義務の履行のために秘密情報を知る必要のある役員および被用者(以下、「業務従事者」という。)以外に開示等してはならない。 但し、秘密情報を受け取った者(以下、「情報受領者」という。)が、秘密情報を開示した者(以下、「情報開示者」という。)に対し、次の各号のいずれかに該当することを自ら証明できる場合については、この限りではない。 (1) 情報受領者が当該秘密情報を知得した時点において、既に公知または保有していた場合 (2) 情報受領者が当該秘密情報を知得した後、情報受領者の責に帰し得ない事由により公知となった場合 (3) 情報受領者が、当該秘密情報の知得前又は知得後に、第三者より秘密保持義務を負うことなく知得した場合、または秘密情報に依拠せず独自で創作した場合 (4) 情報開示者が、情報受領者に対し、当該秘密情報の開示または目的外の利用を、書面により許諾した場合 (5) 情報受領者が、司法機関・行政機関などの公的機関もしくは監査法人から、法令等の定めに基づく情報開示請求を受け、それに従い開示する場合</p>	<p>第12条(目的外使用の禁止、秘密保持) 2. 当事者は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保持し、相手方の事前同意なしに、BRANTECTその他本約款に基づく義務の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び被用者ならびに弁護士等法令上守秘義務を負う専門家以外に開示等してはならない。 但し、秘密情報を受け取った者(以下、「情報受領者」という。)が、秘密情報を開示した者(以下、「情報開示者」という。)に対し、次の各号のいずれかに該当することを自ら証明できる場合については、この限りではない。 (1) 情報受領者が当該秘密情報を知得した時点において、既に公知又は保有していた場合 (2) 情報受領者が当該秘密情報を知得した後、情報受領者の責に帰し得ない事由により公知となった場合 (3) 情報受領者が、当該秘密情報の知得前又は知得後に、第三者より秘密保持義務を負うことなく知得した場合、又は秘密情報に依拠せず独自で創作した場合 (4) 情報開示者が、情報受領者に対し、当該秘密情報の開示又は目的外の利用を、書面により許諾した場合 (5) 情報受領者が、司法機関・行政機関などの公的機関若しくは監査法人から、法令等の定めに基づく情報開示請求を受け、それに従い開示する場合 3. 甲及び及び乙は、本契約が理由の如何を問わず終了した場合、相手方から請求された場合、又は又は秘密情報を保有する必要がなくなった場合は、秘密情報(複製物を含む。)を直ちに相手方に対して返還するものとし、又は又は相手方の指示に従って消去又は又は廃棄するものとする。</p>	<p>秘密情報を共有できる対象者に「弁護士等の専門家」を追加いたしました。 第3項を追加し、契約終了時等に秘密情報の返還・消去について規定いたしました。</p>
第13条 (第三者の権利侵害)	—	—	第11条の新設に伴い条数を繰り下げております。
第14条 (権利義務の譲渡等の禁	—	—	第11条の新設に伴い条数を繰り下げております。
第15条 (通知義務)	<p>第14条(通知義務) 利用者または当社に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、または該当するおそれがある場合には、直ちに相手方にその旨を書面で通知するものとする。 (1) 商号、代表者、本店・担当営業所の所在地その他重要な組織変更 (2) 本サービスに関連する事業の譲渡、その他経営上の重大な変更 (3) 第16条第1号から第7号に掲げる事項</p>	<p>第15条(通知義務) 利用者又は当社に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、又は該当するおそれがある場合には、直ちに相手方にその旨を書面で通知するものとする。 (1) 商号、代表者、本店・担当営業所の所在地その他重要な組織変更 (2) BRANTECTに関連する事業の譲渡、その他経営上の重大な変更 (3) 第17条第1項各号に掲げる事項</p>	<p>第3号の文言を変更しておりますが、通知義務の対象範囲に変更はございません。</p>
第16条 (契約違反)	<p>第15条(契約違反) 1. 各当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、書面(電子メールを含む)により相当の期間を設けて催告した後相当期間を経過したにもかかわらず、いまだ当該事態が是正されないときは、本サービスに関する契約を解除し、併せて被った損害の賠償を当該相手方に請求できるものとする。 (1) 正当な事由なく本約款に違反したとき (2) その他著しく信義則に反する行為があったとき 2. 利用者が、本サービスに関する契約の解除を申し入れた場合、利用者は本サービスのうち完了した部分についてはサービスプランに定める委託料を支払い、いまだサービスが完了していない部分については、解除時において既に発生した費用として当社が利用者に対して請求する額を支払うものとする。</p>	<p>第16条(契約違反) 1. 当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、書面(電子メールを含む)により相当の期間を設けて催告した後相当期間を経過したにもかかわらず、いまだ当該事態が是正されないときは、自らの債務を履行することなくBRANTECTに関する契約を解除し、併せて被った損害の賠償を第18条に基づき当該相手方に請求できるものとする。 (1) 正当な事由なく本約款に違反したとき (2) その他著しく信義則に反する行為があったとき 2. 第3条第4項にかかわらず、利用者が、BRANTECTに関する契約の解除を申し入れた場合、利用者はBRANTECTのうち完了した部分についてはサービスプランに定める委託料を支払い、いまだサービスが完了していない部分については、解除時において既に発生した費用として当社が利用者に対して請求する額を支払うものとする。</p>	<p>第1項において、解除及びこれに伴う損害賠償について条件を補足いたしました。 第2項では、支払い義務に関する優先規定を示しました。</p>

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	変更点
第17条 (契約の終了)	<p>第16条(契約の終了) 利用者または当社は、前条の定めのほか、相手方に次の各号記載の事由のいずれかが生じた場合、何らの催告なくして、直ちに本サービスに関する契約の全部または一部を解除し、併せて損害を被った場合には前条2項の趣旨を準用し、かかる損害の賠償を相手方に請求できるものとする。</p> <p>(1) 支払いの停止または支払い不能があったとき (2) 債務者として、重要な財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押の命令または通知が発送されたとき (3) 破産手続、特別清算手続、民事再生手続または会社更生手続等の開始の申立てがあったとき (4) 解散、合併、会社分割、減資、営業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議があったとき、または決議によらない解散がなされたとき (5) 監督官庁による、営業に必要な許認可等の取消または喪失、営業停止等の処分がなされたとき、但し、これらの処分が本件委任業務の履行に影響を与えない場合を除く。 (6) 信用・資力が著しく低下したとき、または信用・資力に重大な悪影響を及ぼす営業上の変更があったとき (7) 前各号のいずれかの事由が発生する客観的かつ合理的な可能性がある場合</p>	<p>第17条(契約の終了) 1. 利用者又は当社は、前条に定める他、相手方に次の各号記載の事由のいずれかが生じた場合、なんらの催告なくして、直ちにBRANTECTに関する契約の全部又は一部を解除し、併せて損害を被った場合には前条第2項の趣旨を準用し、かかる損害の賠償を相手方に請求できるものとする。 (1) 支払いの停止又は支払い不能があったとき (2) 債務者として、重要な財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押の命令又は通知が発送されたとき (3) 破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続等の開始の申立てがあったとき (4) 解散、合併、会社分割、減資、営業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議があったとき、又は決議によらない解散がなされたとき (5) 監督官庁による、営業に必要な許認可等の取消又は喪失、営業停止等の処分がなされたとき。 (6) 信用・資力が著しく低下したとき、又は信用・資力に重大な悪影響を及ぼす営業上の変更があったとき (7) 前各号のいずれかの事由が発生する客観的かつ合理的な可能性がある場合 2. 当事者は、前項各号のいずれかに該当する場合、相手方に対して負担する一切の債務(但し、本契約上の債務に限定されず、かつ金銭債務に限定されない。)につき当然に期限の利益を失い、直ちに相手方に対して全ての債務を弁済しなければならない。</p>	<p>契約終了事由があった場合の債務処理について規定しています。</p>
第18条 (BRANTECTの廃止)	<p>新設</p>	<p>第18条(BRANTECTの廃止) 1. 当社は、当社がBRANTECTの提供を廃止すべきと合理的に判断した場合、BRANTECTの提供を廃止することができる。 2. 前項の場合、当社は利用者がBRANTECT上に格納したデータをエクスポートするための合理的な範囲におけるサポートを提供する。 3. 第1項の場合、前項に定める他、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとする。</p>	<p>サービス廃止についての規定を追加することにより、廃止時のデータ移行支援等について明確にいたしました。</p>
第19条 (損害賠償)	—	—	第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。
第20条 (否定)	—	—	第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。
第21条 (契約期間)	—	—	第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。
第22条 (完全合意)	—	—	第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。
第23条 (改定)	<p>第21条(改定) 1. 当社は、法令等の制定、変更、廃止、技術上及び営業上の理由等により、利用者の同意なく本約款を改定することができるものとする。この場合、当社は、BRANTECTサービスサイトへの表示などの方法により利用者に告知するものとする。 2. 利用者は、前項の告知により、当然に改定後の約款についても従うものとし、本約款の改定後に、利用者が本サービスを利用したときは、改定後の本約款に同意したものとみなす。 3. 当社は、本約款の改定により利用者その他第三者に生じる損害その他一切の結果について、何ら責任を負わないものとする。</p>	<p>第23条(改定) 1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとする。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとする。 (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき 2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、BRANTECT上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知するものとする。 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後にユーザーがBRANTECTを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続をとらなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとする。</p>	<p>本約款について、民法第548条の4に基づく定型約款として位置付けました。その上で、民法の規定に適合するように、各種の条項を規定いたしました。 第17条の新設に伴い条数を繰り下げしております。</p>
第24条 (準拠法、合意管轄)	—	—	第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。
第25条 (残存条項)	<p>第23条(残存条項) 本サービスの提供が終了した後においても、第11条1項・2項(目的外使用の禁止、秘密保持)、第13条(権利義務の譲渡等の禁止)、第17条(損害賠償)、第22条(準拠法、合意管轄)および本条については、効力を失わない。</p>	<p>第25条(残存条項) BRANTECTの提供が終了した後においても、第3条(対価)第3項及び第4項、第4条(アカウントの保有と管理)第2項乃至第4項、第5条(禁止事項)第2項、第6条(連絡先情報変更の通知)第2項、第7条(BRANTECTの停止)第2項、第9条(免責事項)、第10条(企業の社会的責任)第4項及び第5項、第12条(目的外使用の禁止、秘密保持)、第14条(権利義務の譲渡等の禁止)、第16条(契約違反)、第17条(契約の終了)第1項、第18条(BRANTECTの廃止)第3項、第19条(損害賠償)、第23条(改定)、第24条(準拠法、合意管轄)及び本条については、効力を失わない。</p>	<p>残存条項の対象について見直しをいたしました。 第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。</p>

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	変更点
第26条 (協議事項)	—	—	第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。
第27条 (効力発生日)	第25条(効力発生日) 本約款は、2016年11月28日から効力を生ずる。	第27条(効力発生日) 本約款は、2025年9月1日から効力を生ずる。	改定約款の効力発生日を2025年9月1日といたします。 第11条、第18条の新設に伴い条数を繰り下げしております。